

「无射志国荏原評」 文字瓦と地域社会

専修大学 中林隆之

I. はじめに

本報告では、古代影向寺遺跡から出土した文字瓦（写真参照）について検討することを通して、古代影向寺の性格について考え、あわせて古代の橘樹郡とその前身組織である橘樹^{ひょう}「評」さらには橘花屯倉^{たちばなのみやけ}について考えることを目的とする。



写真「无射志国荏原評」銘窰書平瓦（川崎市教育委員会提供）

Ⅱ. 「无射志国荏原評」 文字瓦と古代影向寺の概要

問題の文字瓦が出土した影向寺遺跡は、橘樹官衙遺跡群正倉（千年伊勢山台遺跡）の西方 300 メートルに位置する 7 世紀代に創建された古代寺院跡である。発掘調査の結果によれば、7 世紀中葉から後葉（第 3 四半世紀）ごろに創建された掘立柱建物群を前提に、7 世紀第 4 四半世紀ごろに金堂をもつ古代寺院が創建されたとされる。発掘調査の際に、金堂の創建時に葺かれた瓦も多く出土しているが、その中の一つに「无射志国荏原評」と^{へら}篋書きされた文字が刻まれた平瓦があった。それが今回の報告の対象とした平瓦（文字瓦）である。その平瓦に刻銘された「无射志国」は、「武蔵国」の評制段階の古い表記で、読みはムザシノクニとなる。「評」は大まかにいうと 701 年の大宝律令施行後の「郡」に相当するその前身であった地域区分と言える。「評」も「郡」もいずれもコオリと訓じる。「評」のもとには、郡と同様に 50 戸で構成されるまとまりである里（郷）があった。橘樹郡衙遺跡および古代影向寺遺跡は、この橘樹郡（評）に所在した。10 世紀半ばに編纂された辞書である『和名類聚抄』^{わみょうるいじゅうしょう}によれば、橘樹郡には、高田郷・橘樹郷^{みやけ}・御宅郷^{あがたもり}・県守郷と、駅家郷^{うまや}、余部郷^{あまるべ}が確認できる。この郷数を養老戸令 2 定郡条に即して見ると橘樹郡は下郡に相当する。

ところで、中央政府は、7 世紀半ばの伴造層以上への寺院造営の奨励とそれへの王権の助成の「^{みことり}詔」（孝徳紀大化元年八月癸卯条）以来、一貫して地方豪族層に対して寺院の造営を奨励・助成しており、7 世紀第 4 四半世紀の天武 14 年（685）には、「諸国、家ごとに仏舎を作りて、仏像と経を置きて礼拝供養せよ」という詔を出している。なお『扶桑略記』^{ふそうりゃっき}持統六年（六九二）九月条には、「勅により天下の諸寺を総計したところ五百四十五寺があり、寺別に燈分稻を施入した」という記事があり、発掘調査もしくは現況確認調査の結果、確認・推定されているこの時期前後の全国の廃寺（いわゆる^{はくほうきじいん}白鳳期寺院）の数も実際にそれに匹敵ないし上回ることが確認されている。金堂が創建された 7 世紀第 4 四半世紀ころの影向寺遺跡も、大まかにはそうした白鳳期寺院の一つと言える。

Ⅲ. 文字瓦からみた古代影向寺の性格

影向寺遺跡の性格については、地方豪族の氏寺とする見解や（三舟 2016・2017）、当初の地方豪族の持仏堂的建物から、より公的性格の強い橘樹郡の「郡寺」（郡家付属寺院）へと発展したとする見解（川崎市教育委員会 HP）、さらに南武蔵地域の拠点的な公的寺院としての性格を強調する見解（栗田 2017）など、意見が分かれている。ただし、地方豪族の氏寺であることと、それが公的な機能を有することは必ずしも矛盾するものではないので、古代影向寺の場合も同様に考えるほうがよいだろう。なお建立を主導した檀越氏族については、後述したい。

さて、以上を踏まえつつも古代影向寺の性格を考えるにあたって重視すべきは、やはり問題の文字瓦の存在である。

古代影向寺は、橘樹郡（評）に位置する。とすれば、その瓦の供給は、当然ながら橘樹郡（評）での調達を中心となったと考えられる。ところが、問題の平瓦には「无射志国荏原評」とあった。この文字瓦の存在は、橘樹郡（評）の北東に隣接した「荏原評」が関わってもたらされたものだったことを示している。

三舟隆之は、『万葉集』巻20にみえるいくつかの歌に、橘樹郡と荏原郡に、いずれも物部氏の夫とその妻の棕椅部氏が存在することが確認でき、両郡域の氏族構成がよく似ていることなどから、当該地域における評制以前からの在地の氏族間の社会的結合の存在と、その存続を指摘する。それをふまえ三舟は、荏原評から問題の篋書平瓦がもたらされた背景に、影向寺遺跡を造営した在地の豪族層の連携による私的な労働力編成（知識＝^{ちしき}仏教的^{けちえん}結縁行為）を想定する（三舟2016・2017）。

三舟が指摘するように、橘樹・荏原両郡とその周辺域をまたぐ豪族（氏族）の結合体が存在し、その紐帯の社会的レベルでの宗教的確認が、寺院建立の一つの大きな前提・動機になっている可能性は、十分に考慮すべきであると考ええる。また、寺院建立の中核となった主体が橘樹郡（評）在住の地方豪族であることも、まず疑いがたいだろう。さらに三舟が影向寺遺跡の下層に見られた掘立柱建物遺構について、豪族の居館を寺院とした捨宅寺院であった可能性を指摘している点も留意すべきであろう。しかし、以上を踏まえつつも、問題の篋書平瓦の供給の問題を考える場合には、豪族層主導の私的な労働力の編成よりも、むしろ篋書に「无射志国荏原評」という形で「国一評」という行政系列が明記されている点に、より着目すべきではないか。この篋書表記は、この文字瓦が、中央政府の大枠的な意向を前提に、国司（^{くにのみこともち}国宰）が主導して荏原評に命じ、荏原評の責任で調達され、影向寺遺跡へと供給されたものであったことを示していると考えられるからである。

関連して、同じく影向寺金堂跡より、「都」と篋書きされた平瓦が二点出土していることも注目される（栗田2017）。これらの文字瓦は影向寺に塔が建立された8世紀中葉の時期のものだが、「都」は都築郡を示すものであろうから、これも橘樹郡以外の郡（都築郡）から瓦の供給がなされたことを示している。この場合も、その背景に武蔵国府の関与を想定するのが自然であろう。加えて、影向寺金堂の再建後の8世紀後半にも、国衙系瓦窯とされる南多摩瓦窯群から供給された瓦で補修されていたことが指摘されている（栗田2017）。したがって、古代影向寺の創建と維持は、創建以来、一貫して武蔵国府（国司）の指示と援助を前提になされていたとみてよいだろう。

ところで、南武蔵地域では、荏原郡や、都築郡、豊島郡などは、いずれも『和名抄』の記載では所管する郷数が橘樹郡よりも多い。ところがそれにも関わらず、都築郡衙跡と推定されている長者原遺跡や、豊島郡衙と見られる御殿前遺跡の場合は、いずれも周辺に同時期の古代寺院は確認できていない。さらに荏原郡では、現時点では郡衙跡および白鳳期の寺院跡はいずれも確認できていない。

以上の諸点を勘案すると、影向寺は、単純な郡（評）衙付属寺院（いわゆる「郡寺」）

ではなく、むしろ郡域を大きく超えた、武蔵国分寺建立以前における南武蔵地域一帯の中核的な地位（権威）を政府一国によって与えられた寺院であった蓋然性が高いと言えるのではなかろうか。

以上、橘樹郡（評）と影向寺について、問題の文字瓦に関わらせて注意すべき諸点を挙げてみた。これらの検討の結果、あらためて気づかされるのは、令制下の橘樹郡（評）の規模の小ささと、そうした郡の規模に不相応なほどの寺院の格の高さ（影向寺造営への政府一国司（国宰）の配慮と、南武蔵地域での拠点的な位置づけ）という落差の問題である。これは何に起因するのか。以下、この点について考えてみたい。

IV. 古代影向寺遺跡建立の背景－橘樹屯倉－

橘樹郡は、『日本書紀』安閑元年閏12月是月条に記された、いわゆる「武蔵国造の乱」に関する伝承記事で、「乱」後に設置されたとされる4つの屯倉の1つである「橘花屯倉」の遺称地に関わる地域と考えられる。令制下の橘樹郡には、御宅郷があった。この御宅郷は、橘花屯倉の中核拠点に由来する郷と推定できる。

屯倉についての研究史は膨大であるが、大まかには倭王権の地方支配の拠点で、王族・有力中央豪族がそれぞれ地方豪族と関係を結んで設定した部民（名代・子代や部曲）からの労働力徴発や物資貢納、および贅にへをはじめとした王家の食材貢納に関わる王権直属の田地（御田）や王家直属の蔬菜地（県…橘樹郡には県守郷がある）などの経営・管理を行った拠点施設と考えられる。

橘樹郡には、郡司（郡領）として橘樹郷を本貫とした刑部直氏おさかべのあたがいたが、この氏族こそが、大和のオシサカ宮（大王敏達びだつの王子であった押坂彦人大兄王から、以降の敏達系王族に伝承された宮）に歴代にわたって奉仕し、南武蔵地域（橘樹郡橘樹郷・多摩郡狛江郷・豊島郡域など）に確認できる「刑部」をはじめとした部民や、屯倉の田地の管理・経営を委ねられた中心的氏族であったとみられる。

なお橘花屯倉の田地経営については、橘樹郡域ではないが、『和名抄』によると、近隣の荏原郡に御田郷（美田郷）がみえる。「御田」の郷名は、屯倉の「御田」との関連を強く想定させる（荏原郡には他にも、「田」の名称をもつ郷名が多い）。加えて木簡資料によれば荏原郡（評）からは贅も貢納されていた。したがって、荏原郡域にも屯倉に関わる施設ないしその出先機関が存在した可能性が高い。そして先に触れた橘樹郡と荏原郡の両郡域にわたる同一氏族（物部・棕椅部）の存在などに示されるように、両地域には、歴史的に古くから密接なつながりがあったことは確実である。おそらく荏原郡域の御田も橘花屯倉に統括されていたのであろう。

また豊島郡域にも、上記したように部民「刑部」がいたので、これも橘花屯倉を管理した刑部直氏らの統括の下、敏達系王家への人員の動員や物資の貢納を担当したと見てよいであろう。

V. おわりに

橘樹評（郡）は律令制の施行以降には、最大で6郷程度を所管するに過ぎない小さな評（郡）に編成されたが、そこにはかつては敏達系王族の宮（オ<シ>サカベ宮）への人員・物資の貢納などを担当した橘花屯倉の中核拠点が存在した。その屯倉を統括したのは同地を本拠とした刑部直氏と考えられる。律令政府は、屯倉経営に関わった刑部直氏の歴史的功績を踏まえ、同氏の南武蔵地域での伝統的権威を承認して、刑部直氏を主要檀越とする影向寺の建立を助成したのである。

【主要参考文献】

- 栗田一生 2017「武蔵国橘樹郡家と影向寺遺跡」『古代東国の地方官衙と寺院』、山川出版社、所収
神奈川県立博物館 2008 特別展『瓦が語る－かながわの古代寺院』
三舟隆之 2016「影向寺遺跡と」『史叢』95、所収
三舟隆之 2017「古代東国の仏教受容と寺院」『古代東国の地方官衙と寺院』、山川出版社、所収

※その他参考資料

川崎市教育委員会 HP「无射志国荏原評銘文字瓦」<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000000861.html>

直使也

武藏國造笠原直使也

也武藏國造笠原直使也

國造皆名也

高無順密就求援於上毛野君

高無順密就求援於上毛野君

以使主為國造而誅小杵國造使主懷憂交懷

以使主為國造而誅小杵國造使主懷憂交懷

不能默已謹為國家奉置橫澤橘花多水倉君標

四處也倉是年也太歲甲寅

二年春正月戊申朔壬子詔曰

二年春正月戊申朔壬子詔曰